

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的考え方と目的

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会^{*}の形成に関する法律や制度は着実に整備されてきました。また、このことに伴い、男女共同参画社会の形成は、一般的に、誰にとっても自然なこととして受け止められるようになってきたといえます。

しかしながら、平成20年1月、平成25年6月に実施した市民アンケート調査や平成24年内閣府調査においても男女の地位の平等感は、必ずしも達成されている状態にあるとはいえません。また、少子・高齢化や家族形態の多様化、地域社会の変革なども含め、新たな課題に対応するため様々な取り組みが必要とされています。

男性も女性も性別によって差別されず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画でき、共に責任も権利も分かち合う社会の実現、これが男女共同参画社会の考え方です。

そのため、酒田市では、男女共同参画社会の実現を目指して「酒田市男女共同参画推進計画 ～ウィズ(WITH)プラン～」(計画期間 平成21年度～30年度)を策定しました。本市の男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。社会情勢の変化、国・県の動向、計画の推進状況及び市民意識調査の結果等を踏まえ見直しを行うこととしており、計画の中間年にあたる平成25年度に見直しを行いました。

2 総合目標

男女共同参画が広がるまちづくり

3 基本目標 ※今回の見直しでは変更しないこととします。

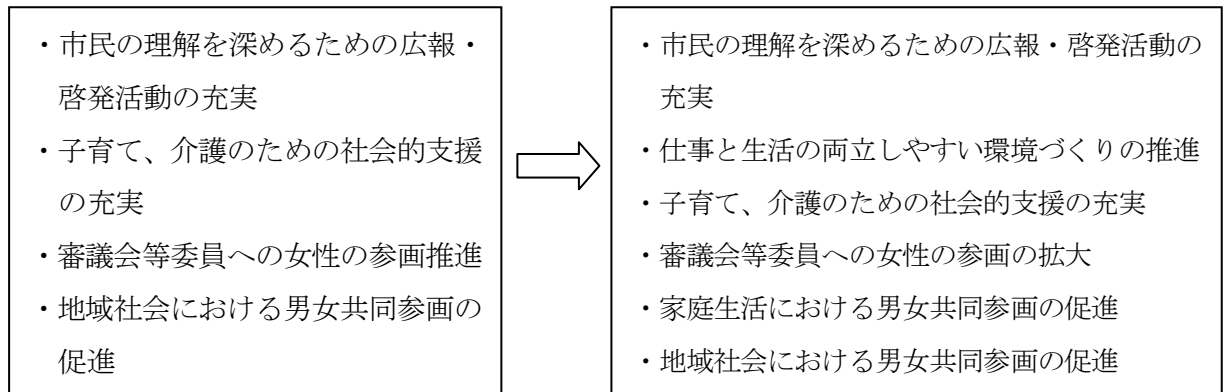
- 1 男女共同参画が広がる教育・学習の充実
- 2 いきいきとした働き方が広がる環境の整備
- 3 地域活力が広がるまちづくりの推進
- 4 安心できる暮らしが広がる環境の整備
- 5 取り組みが広がる総合推進体制の充実

3-1 主な重点目標 ※特に力をいれて取り組む目標は次の4項目です。

- I 男女が個人として尊重され、喜びと責任を分かち合う男女共同参画意識の普及推進
- II 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
(ワーク・ライフ・バランスの推進)
- III 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- IV 家庭・地域における男女共同参画の促進

3-2 主な施策

計画の進捗状況や市民意識調査の結果から、計画後期に向けて重点的に実施する施策を見直します。



4 計画の期間

計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、平成26年度から平成30年度までを後期計画期間とします。

5 計画の位置付け

- (1) 酒田市男女共同参画推進計画（平成21年3月策定）の内容を継承しつつ、社会情勢の変化や市民アンケート調査の結果などを踏まえ、策定しています。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画（第3次）（平成22年12月策定）及び山形県の山形県男女共同参画計画（平成23年3月）を勘案して策定しています。
- (3) 地方自治法第2条第4項の規定に基づいた本市総合計画に掲げる「男女共同参画社会の実現」を推進する計画として策定するとともに、子育て支援行動計画などの各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図り策定しています。